

アメニティ黒川地区計画

【制限内容】

項目	沿道住宅地区	一般住宅地区
建築物の用途制限	第1種住居地域の建築可能用途で下記に制限	
	1. 専用住宅 2. 兼用住宅 非住宅部分50㎡以下 かつ延面積の1/2以下 3. 店舗等 その用途部の床面積150㎡以下 4. 事務所 その用途部の床面積150㎡以下	1. 専用住宅 2. 巡査派出所、公衆電話 3. その他公益上必要なもの (公園内公衆便所、ガス集中管理施設、休憩所等)
敷き面積の最低限度	165㎡	同左
高さの最高限度	10m	同左
壁面位置の制限	1m以上 但し、以下のものには適用しない 1. 隅切部 (道路と敷地境界線を延長した線を境界線とみなす) 2. 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下 3. 物置等(車庫除く) 軒の高さ2. 3m以下、 かつ、延床面積5㎡以下 4. 自動車車庫 軒の高さ2. 3m以下	同左
建築物等形態意匠の制限	屋外広告物(自己用) 1. 広告塔、立看板等 3m以下、1㎡以下、1カ所 2. 建築物に設置、表示するもの 1㎡以下、2カ所、屋上以外	屋外広告物(営利を目的としない自己用) 1. 建築物に設置、表示するもの 1㎡以下、2カ所、屋上以外
かき又はさくの構造の制限	1. 道路に面するところ 生垣 (格子状等のフェンスとの併設可) 2. 腰積石垣等 60cm以下	同左

【届出書類】 (各2部提出のこと)

届出書、委任状、位置図、地籍図又はこれに準ずる図面(区画割図など)、求積図(敷地、建物)
 配置図、各階平面図、立面図、外構図